

全国国民年金基金ホームページ活用のご案内

土地家屋調査士は老後、国民年金（老齢基礎年金）に、開業前サラリーマンだった時の、厚生年金（老齢厚生年金、企業年金等）を上乗せして年金をもらうこととなりますが、終始サラリーマンだった方がもらえる年金より支給額は低くなります。そこを補填するため用意されているのが、国民年金基金です。国民年金基金はメリットが多く、多くの方が加入されています。

ただ、加入を考えているがどのような検討をしたらいいのかわからないという方もいるかと思います。そのような方のために、全国国民年金基金ホームページの活用をお勧めします。



ホームページの「あなたに合ったスタイル」をクリックし、自分の知りたいことに該当するスタイルを選択します。

• とりあえず1口加入したいが、掛金と年間受給額を知りたい。	Style1
• 掛金を限度額 68000 円とした場合の、年間受給額を知りたい。	Style2
• 同世代がどのプランを選んでいるか知りたい。	Style3
• 現在の予算で出せる掛金だと、どのようなプランになり、年間受給額がいくらになるか知りたい。	Style4
• 子供の将来のため、預金代わりに国民年金基金を積み立てておきたい。予算内で可能なプランと年間受給額がいくらになるか知りたい	Style5
• 希望する受給額を受け取るための、掛金及びプランを知りたい	Style6

性別、生年月日、課税所得額などを入力すれば、自分の知りたい情報を検索してくれます。また税軽減額と実質掛金の計算もしてくれます。

国民年金基金 給付のタイプ

国民年金基金は1口目に終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口以上加入する場合は、終身年金A型・B型、確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型の7種類から自分のニーズに合わせて自由に選ぶこととなります。(確定年金は年齢により選択できないタイプがある)

終身年金

被保険者が生きている限り、終身にわたって年金が受け取れるものをいいます。

A型	年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
B型	遺族一時金はありませんが、その分、掛金を抑えられます。
保証期間	受給開始から15年間の間に加入者がなくなった場合、残りの保証期間の年金を支給するための資産相当額が遺族一時金として支給されます。また年金受給前に加入者が死亡された場合、加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付機関に応じた遺族一時金が支給されます。

確定年金

契約時にあらかじめ定めた一定期間(5年、10年、15年)、年金が受け取れるものをいいます。年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。

型	支給開始年齢	受給期間・保証期間
Ⅰ型	65歳	15年
Ⅱ型		10年
Ⅲ型	60歳	15年
Ⅳ型		10年
Ⅴ型		5年

国民年金基金加入のメリット

①終身年金が基本

65歳から一生涯受け取れる終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

②年金額が確定、掛金額も一定

掛金により、将来受け取る年金額が確定します。

加入時の掛金額は、払込期間終了まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)

③税制優遇があります。

掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告により税金が軽減されます。

課税される所得金額	所得税と住民税の合計負担税率
195万円以下	15.105%
330万円以下	20.210%
695万円以下	30.402%

事例 課税される所得金額300万円で年間掛金30万円の場合、約6万円税が軽減される。

$$300,000 \times 0.20210 = 60,630 \text{円}$$

受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

遺族一時金は全額非課税です。

④万が一のときは家族に一時金

万が一、加入されている方が早期に亡くなった時は、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

⑤自由なプラン設計

ライフプランに合わせて年金額や受取期間を設計できます。

加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。

掛金を年度分前納すると割引があります。(12カ月分を11.9カ月分に割引)